

令和 7 年 2 月 26 日

監査事務局

令和 6 年度第 1 期定期監査結果等の公表について

監査の結果に関し、明日令和 7 年 2 月 27 日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

1 概要説明資料

- ・ 令和 6 年度第 1 期監査結果（事務）について
- ・ 令和 6 年度第 1 期監査結果（事務）の概要
- ・ 令和 6 年度第 1 期監査結果（工事）について
- ・ 令和 6 年度第 1 期監査結果（工事）の概要

2 参考資料

- ・ 福岡市ホームページ（福岡市公報）二次元コード

○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707

（内線 7210）

（担 当）山 口

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710

（内線 7220）

（担 当）吉 村

令和6年度 第1期 監査結果（事務）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 令和元年10月 ～ 令和6年10月
(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局等・団体

区分		定期監査	財政援助団体等監査						合計
		局区等	財政援助団体		出資団体		指定管理者		
			団体	所管局	団体	所管局	団体	所管局	
監査対象局等・団体		8	3	2	2	1	8	2	23 局等・団体
	指摘・意見のある局等・団体	2	0	0	0	0	0	0	2 局等・団体

※合計欄の数は、定期監査の局等と財政援助団体等の所管局が重複するため、各欄の合計値とは一致しない。

2 監査の結果

(1) 定期監査

①指摘 (単位：件)

局 指摘件数	内容別指摘件数							指摘件数計	公 報 ページ
	財務 事務	収入 事務	支出 事務	契約 事務	財産 管理 事務	物品 管理 事務	その 他		
総務企画局								0	P 3
財政局								0	P 3
こども未来局								0	P 3
経済観光文化局			1					1	P 3
道路下水道局								0	P 4
消防局								0	P 4
交通局								0	P 4
教育委員会		1	5		2		2	10	P 4
合 計	0	1	6	0	2	0	2	11	

②意見

対象局	意見の概要	公 報 ページ
教育委員会	市立学校における薬品や危険物等の適正な管理について	P 8
	市立学校における財務事務の適正な執行について	P 9

(2) 財政援助団体等監査

① 財政援助団体監査

・指摘・意見なし

対象団体：(一財)福岡市職員厚生会、福岡地域戦略推進協議会、
有限責任事業組合福岡市スタートアップ支援施設運営委員会
所 管 局：総務企画局、経済観光文化局

② 出資団体監査

・指摘・意見なし

対象団体：(一財)福岡コンベンションセンター、株式会社博多座
所 管 局：経済観光文化局

③ 公の施設の指定管理者監査

・指摘・意見なし

対象団体：木下緑化建設株式会社、九州林産株式会社
ふれあい・よか農園メンテナンスグループ、
東洋緑地建設株式会社、小山・FM福岡共同事業体、株式会社環境開発、
アオバパークメンテナンスグループ、グループフォース
所 管 局：農林水産局、住宅都市局

【問い合わせ先】

○ 事務監査

監査事務局 事務監査課長 山口 711-4707 (内線7210)

※公報：令和7年2月27日 第7124号(別冊2)

令和6年度 第1期 監査結果(事務)の概要

1 定期監査

局等	監査の結果
経済観光文化局	○会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの パートタイム会計年度任用職員に係る事務において、次のような事例が見受けられた。 関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。 (1) パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当は、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて行った勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額、7時間45分を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額、1か月当たり60時間を超えた勤務については、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額(ただし、午後10時から翌日の午前5時までの勤務については、各割合に100分の25を加算)を支給することとなる。 しかしながら、令和5年度及び同6年度の時間外勤務等命令簿について、時間外勤務時間数をすべて100分の125の欄に記入するとともに時間外勤務時間数の記入誤りもあり、時間外勤務手当の支給額が誤っているものがあった。 なお、時間外勤務従事後の直接監督者及び所属長の確認欄すべてに記載がなかった。 (2) 勤務を要しない日の1日単位の振替を行う場合、勤務を要しない日の振替等命令簿の勤務することを命じる日の勤務時間については、正規の勤務時間を記入することとなる。 しかしながら、令和5年度及び同6年度の正規の勤務時間が割り振られた日において、勤務を要しない日の振替等命令簿に時間外勤務時間を含めた勤務時間を記入し、時間外勤務等命令簿により時間外勤務を命じておらず、時間外勤務手当を支給していなかった。 (課長(アートのまちづくり推進担当))
教育委員会	○債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 校舎等の破損に係る損害賠償金債権の管理において、次のような事例が見受けられた。 行政上の不作為との指摘を受けることがないよう、必要な措置を講じるとともに、福岡市債権管理条例、福岡市債権管理条例施行規則、債権管理マニュアル等に基づき、適正に管理されたい。 (1) 債権を適正に管理するため、債権ごとに、名称、金額、債務者の氏名及び住所、納期限又は履行期限、督促に関する事項その他市長が必要と認める事項を記載した債権管理台帳を整備する必要がある。 しかしながら、5件について督促状発付その他の必要事項の記載が漏れており、1件について債権管理台帳を作成していなかったため、債権管理の状況が確認できなかった。

	(2) 債権管理においては、滞納となった事案の日常の進捗管理に気を配るとともに、正当な理由もなく滞納を放置したり、手続の時期を逸したりすることがないように努めなければならない。 しかしながら、消滅時効の更新の措置を講じていなかった債権3件について、財産調査等を行わず、時効期間経過後も必要な措置を講じることなく、長期に渡って催告を続けていた。 (3) 裁判上の和解をした債権のうち、和解条項に違反し、期限の利益を失った2件の主たる債務者及びその連帯保証人に対しては、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額及びこれに対する遅延損害金を直ちに支払うよう請求する必要がある。 しかしながら、損害賠償債権額から収入済額を控除した残額について調定及び納入の通知をせずに、和解条項に基づく分割納付書のみ送付を続けていた。 (教育環境課)
教育委員会	○役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。 しかしながら、「構造計算適合性判定手数料」に係る役務費3件について、請求日から30日を超えて支払っていた。また、令和5年度の2件については、遅延利息を支払う必要があるにもかかわらず、支払っていなかった。 役務費の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。 なお、請求日と受理日は異なっており、受理日から30日以内には支払いを行っている旨の説明があったが、受理日を確認できる記録等はなかった。請求書の受理日は、将来事故発生の場合の争点となり、その立証を要することも予想されることから、請求書に受理日付印を押印する等の方法により、請求書受理後の経過を明らかにされたい。 (教育環境課)
	○行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、電柱、電線、地下埋設物等及び郵便差出箱設置の使用料は、「福岡市公有財産規則の一部改正等について」(昭59.3.30財管第174号財政局長通知)により、道路敷となっている場合を除き、福岡市公園条例施行規則第12条及び第13条により算定した占用料の額を準用して徴収することとされている。 しかしながら、地中送電線(管路)埋設のための目的外使用許可において、相手方から提出された使用継続申請書に面積が過大に記載されており、添付図面上も面積が確認できないにもかかわらず、相手方に確認しないまま使用料を算定した結果、使用料を過大に徴収していた。 行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。また、他に同様の事例がないか確認の上、再発防止に取り組まれたい。 (教育環境課)

教 育 委 員 会	○行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 行政財産の目的外使用許可をする場合は、福岡市公有財産規則に基づき、使用料を徴収しなければならない。また、公募を実施せずに設置させる自動販売機の使用料は、「自動販売機を設置させる場合の取扱いについて」(平成21年9月18日財政局長通知)により、同通知の表に掲げる金額(1台の占用面積(空き容器入れ等を含む。))が1㎡を超えるものについては、当該1㎡を超える面積について1㎡までごとに同表の金額をそれに加算した金額)以上の額とすることとされている。 しかしながら、次のような事例が見受けられた。 行政財産の目的外使用許可に当たっては、適正な事務処理を行われたい。 (1) 自動販売機1台について、令和2年度中に空き容器入れを設置させたことにより、占用面積が1㎡を超えていたが、使用料を変更していなかった。 なお、当該事実については、令和3年度定期監査において改善を求めているが、検討した事実は確認できなかった。 (2) 自動販売機6台について、占用面積の合計により使用料を算定していた。 なお、令和3年度定期監査において、同様の事例に対する指導を行っていた。 (3) (1)及び(2)の結果、令和4年度、同5年度及び同6年度において、使用料を過少に徴収していた。 (総合図書館運営課)
	○借損料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、「電子図書館用電子書籍コンテンツ等契約」に係る借損料等6件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 なお、令和3年度の定期監査において、同様の指摘を行っていた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (総合図書館図書サービス課)
	○備品購入費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、スポットクーラーに係る備品購入費等33件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 なお、令和3年度の定期監査において、同様の指導を行っていた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (博多工業高等学校)

教 育 委 員 会	○学校徴収金の精算等について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 学校徴収金の取扱いにあたっては、教育委員会が策定した福岡市立学校徴収金等取扱要綱に基づき、適正に処理しなければならないが、高等学校の校納金については、マニュアル等の整備がなされていないことから、小・中・特別支援学校を対象とする学校徴収金事務処理マニュアルを参考に事務処理を行っており、同マニュアルにおいては、原則として年度繰越は認められず、年度末に精算のうえ返金することとされている。 しかしながら、校納金について、年度末に精算を行っておらず、また、卒業後、返金までに最長1年程度の期間を要していた。 学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性・公益性を有するとともに、児童生徒・保護者の学校に対する信託に基づいて校長が執行する経費であり、公費に準じた性格を有していることから、保護者等の信頼を得られるよう、適正な事務処理を行うとともに、今後は、高等学校における学校徴収金の事務処理についてルールを整備されたい。 (博多工業高等学校)
	○印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、図書の購入に係る印刷消耗品費2件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (有住小学校)
	○修学旅行の業者選定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 福岡市職員の公務員倫理に関する条例及び福岡市職員倫理行動規準(以下「倫理行動規準」という。)は、職員が利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けることを禁止している。修学旅行の業者選定にあたっては、福岡市立学校徴収金等取扱要綱及び学校徴収金事務処理マニュアルに基づき、学校が設置する修学旅行業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において適正に実施しなければならない。 しかしながら、令和5年度実施の修学旅行において、選定時に提出された企画見積書の提案により、選定委員会の委員3名を含む教職員11名が、「引率者交通費」として旅行代金に含まれない金券(市バス1日乗車券)を業者から受け取っていた。 修学旅行の費用は保護者負担であることから、業者は倫理行動規準第5条第1項第7号に定める利害関係者には該当しないが、業者選定により直接に利益を受けていることから、倫理行動規準第5条第1項第1号に定める利害関係者に該当し、選定委員会の委員である教職員3名が金券を受け取ったことは、倫理行動規準第6条第1項第1号に定める利害関係者との間における禁止行為に違反するものと考えられる。 また、最低価格の提案業者を選定していることから、結果への影響は確認できなかったが、不信を招きかねない不適切な行為でもある。 修学旅行の業者選定に当たっては、企画見積書の提案内容が適切であるか十分確認するよう注意するとともに、再発防止に取り組まれない。 (東住吉中学校)

教 育 委 員 会	○光熱水費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。 しかしながら、LPガスの購入に係る光熱水費等8件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要しているものがあった。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (小呂中学校)
	○市立学校における薬品や危険物等の適正な管理について(意見) 市立学校で使用する薬品や危険物等(塩酸、水銀、ガソリン等)については、児童生徒及び教職員の生命や健康の確保を第一に考え、取扱いについては細心の注意を払う必要があることから、教育委員会が策定した「学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック」に基づき管理するよう定められている。また、薬品管理台帳については、万一、事件・事故が生じた場合には関係機関から提示が求められることもあるため、正確に記帳する必要がある。 これまでも、市立学校における薬品や危険物等の管理については度々指導を行ってきたところであるが、今回の定期監査においても、使用実績のない薬品を多数保管していた事例や、必要な表示のない容器で薬品を保管していた事例、薬品管理台帳を作成していない事例等、依然として複数の学校で不適切な管理状況が見受けられた。 各学校に対して、薬品の適正な保管方法や薬品管理台帳の記載方法について周知徹底するとともに、マニュアルに基づいた適正な管理がなされているか点検を実施する等、再発防止や未然防止に取り組まれない。 (教育支援課、小学校教育課、中学校教育課、高校教育課、発達教育センター)
	○市立学校における財務事務の適正な執行について(意見) 市立学校においては、これまでも事務処理誤りの防止、安全管理に向けた対策等に取り組まれているところではあるが、今回の定期監査において、前述の事例にあるとおり、支払い遅延、修学旅行の業者選定、薬品や危険物等の管理等について不適切である事例が複数の学校で見受けられた。 教育委員会においては、関連する要綱やマニュアルの遵守及び活用状況を確認するとともに(運用上の問題)、これらの要綱やマニュアルが各事務を適正かつ効率的・効果的になされる仕組みとなっているかどうかについて点検し(整備上の問題)、学校における事務の特性やリスクに応じた内部統制の充実に取り組まれない。 (総務課、関係課)

令和6年度 第1期 監査結果（工事）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 令和3年4月 ～ 令和6年3月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局等・団体

区分	定期監査	出資団体	合計
	局等	団体	
監査対象局等・団体	8	2	10局等・団体
指摘・意見のある局等・団体	4	1	5局等・団体

(指摘・意見は、福岡市事務分掌規則等に基づく当該業務を所掌する局区等に対するもの。)

2 監査の結果

(1) 定期監査

①指摘

(単位：件)

指摘件数 局等	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ページ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他		
総務企画局										0	P9
財政局		3	5		1		1			10	P9
こども未来局										0	P14
経済観光文化局					1					1	P14
道路下水道局			2				2			4	P14
消防局										0	P16
交通局			1							1	P16
教育委員会										0	P16
合 計	0	3	8	0	2	0	3	0	0	16	

②意見なし

(2) 出資団体監査

①指摘

(単位：件)

指摘件数 団体	内容別指摘件数									指摘 件数 合計	公 報 ペー ジ
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他		
(一財)福岡コンベンションセンター				1						1	P28
(株) 博多座										0	P30
合 計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	

②意見なし

【問い合わせ先】

工事監査に関すること

監査事務局 工事監査課長 吉村 711-4710 (内線7220)

公報 令和7年2月27日 第7124号(別冊2)

令和6年度 第1期 監査結果（工事）の概要

1 定期監査

(1) 局別監査

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
財 政 局	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕 こども総合相談センター空調設備更新工事 （契約金額6,106万3,200円） 本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。 空調設備工事における天井内の仮設足場について、吊り足場から作業床 の設置に変更した。 また、空調設備の集中リモコンについては、各階に1台ずつ設置するこ とにしていたが、集約が可能であったため、全体で1台に変更した。 しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な 支出になっていた。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 （設備課）	—
	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 経済性、有効性を考慮した設計を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事（その1） （契約金額7,130万6,400円） 本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。 女子便房において、壁面に擬音発生装置を設置しているが、温水洗浄便 座にも擬音発生機能があり、機能が重複した不経済な整備となっていた。 また、排水設備工事において、排水立管に満水試験用の継手を設置して いるが、設計図書に満水試験の実施を規定していなかったことから、結果 として、満水試験が実施されておらず、所期の目的が達成されていなかっ た。 今後は、経済性、有効性を考慮した設計に努められたい。 （設備課）	—

※1： 違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
財 政 局	設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕 福岡競艇場競技棟空調設備改修工事 （契約金額4,042万8,630円） 本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。 地下オイルタンクの撤去工事において、当初設計では、地下オイルタンクの撤去とともに、外郭コンクリート躯体の撤去も行うこととしていたが、契約後に上空を通る架空電線が支障になり、土留めに必要な鋼矢板の打設ができないことが判明したため、外郭コンクリート躯体の撤去を取りやめた。 しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支出になっていた。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 （設備課）	—
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの こども総合相談センター空調設備更新工事 （契約金額6,106万3,200円） 本工事はこども総合相談センターの空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、室外機の搬出入費及び据付費については、「公共建築工事標準単価積算基準」により歩掛が規定されているにもかかわらず、誤って見積りにより単価を決定していた。また、室外機のアンカーを重複して計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 屋外の冷媒管を保護するダクトを誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （設備課）	過大 3,033 千円

※1： 違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
財 政 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟便所等改修衛生設備工事（その１） （契約金額 7,130 万 6,400 円） 本工事は本庁舎の便所等改修に伴う衛生設備工事である。 衛生設備工事の積算において、はつり工事にかかるX線内部探査は見積りを徴収して単価を決定していたが、見積りにおいて探査の箇所数が誤っていた。 また、換気ダクトのボックスに対する消音内張りについて、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 洋風大便器に温水洗浄便座を設置する場合は、普通便座との差額分の労務費を追加計上する必要があるが、誤って計上していなかった。 また、福祉型便房に衛生器具と器具周りの内装が一体化された製品を設置しているが、内装の組立てにかかる労務費を誤って計上していなかった。 さらに、上水管及び中水管への表示テープ巻き及び上水管との誤接合防止策としての中水管への塗装工事を誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （設備課）	過大 314 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟空調設備更新工事〔総合評価〕 （契約金額 2 億 8,518 万 2,700 円） 本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、本工事で採用した床置型空調機の据付費は「公共建築工事標準単価積算基準」に歩掛が規定されていないため、空調機の更新に伴うキャビネットの取外し及び復旧にかかる費用も含めて、見積りを徴収して決定する必要があるが、誤って本工事で採用した機種とは異なる機種の歩掛を適用し、また、キャビネットの取外し及び復旧にかかる費用を計上していなかった。 また、本工事は発注者指定方式による週休 2 日工事の対象工事であり、その場合は労務費を割増しする必要があるが、誤って一部の労務費を割増ししていなかった。 さらに、設計変更における共通費の算定において、設計変更に伴い算定条件が変更になったにもかかわらず、誤って条件を変更せずに算定していた。 その結果、過小な積算となっていた。 設計変更にて、既存空調機における冷媒回収工事を追加したが、機器の台数を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （設備課）	過小 4,149 千円

※ 1： 違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 福岡競艇場競技棟空調設備改修工事 （契約金額 4,042 万 8,630 円） 本工事は福岡競艇場の競技棟における空調設備を改修する工事である。 空調設備工事の積算において、弁類に対して誤った材質及び種類の単価を適用していた。 また、自動制御設備工事における休日夜間割増費及び既存側溝の撤去復旧費について、設計図書に明示していないにもかかわらず、誤って計上していた。 さらに、冷媒管への化粧カバーの数量が誤っており、また、埋設油管の撤去費を重複して計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （設備課）	過大 4,204 千円
財 政 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 福岡サンパレス給湯設備改修工事 （契約金額 4,450 万 500 円） 本工事は福岡サンパレスの給湯設備を改修する工事である。 「建築設備工事積算基準の運用」によると、入居者の執務や利用環境保持のため作業の連続性がなく作業効率が低下する工事や、常に作業を行う建物内に居住者がいる施設で作業時間に制限がある工事においては、標準歩掛りを割増しした改修単価を適用することとしている。本工事においては、ホール、レストラン、ホテル等の施設を利用しながら工事を行う条件であるため、同積算基準の運用に基づき標準歩掛りを割増しした改修単価を適用する必要があったが、誤って標準歩掛りを割増ししていない新営単価を適用していた。 また、給湯管の単価適用が誤っていた。 さらに、伸縮管継手と振れ止め支持材を誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 給湯管における保温工事の単価適用を誤っていた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （設備課）	過小 4,660 千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
財 政 局	委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約事務を適正に行うべきもの〔重点事項〕 〔小規模工事等監査〕 本庁舎空調設備更新及び省エネ等検討業務委託 （契約金額 249 万 7,000 円） 本委託は本庁舎における空調設備の更新等の検討を行う業務委託である。 委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。 しかしながら、本委託においては、提出が必要である図書のうち一部の図書が履行期間内に提出されていないにもかかわらず、業務完了と認めて業務委託料を支払っていた。 今後は、適正な契約事務に努められたい。 （財産管理課）	—
	契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約事務を適正に行うべきもの 本庁舎行政棟空調設備更新工事〔総合評価〕 （契約金額 2 億 8,518 万 2,700 円） 本工事は本庁舎の空調設備を更新する工事である。 入札時において、入札参加業者から「既存空調機の撤去に伴う冷媒回収工事にかかる費用が未計上である」との質疑により、本項目における積算の誤り（未計上）が発覚したが、「本工事に冷媒回収工事は含まない」と回答して入札を行い、契約後の設計変更にて冷媒回収工事を追加した。 しかしながら、積算の誤りが発覚した質疑の時点で入札を中止し、予定価格を訂正したうえで再度入札手続きを行う必要があった。 今後は、適正な契約事務に努められたい。 （設備課）	—
経 済 観 光 文 化 局	委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの 〔小規模工事等監査〕 消防設備保守点検業務委託 （契約金額 154 万円） 本委託は埋蔵文化財センターの消防設備を保守点検する業務委託である。 委託料の算定において、点検対象である屋内消火栓設備の数量を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （埋蔵文化財センター）	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
道 路 下 水 道 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 管渠工の積算及び諸経費の算定を適正に行うべきもの 橋本駅駅前広場外1道路改良工事 (契約金額 6,146 万 2,500 円) 本工事は橋本駅の駅前広場整備工事である。 管渠工の積算において、管（函）渠型側溝（□300、□500）1 m 当たりの単価で算出すべきところ、誤った見積単価を適用していた。また「土木工事実施設計単価表」の管（函）渠型側溝の単価を適用すべきところ、誤って見積りを徴収した単価を採用していた。 さらに、「土木工事標準積算基準書」によると、仮囲いの運搬費は共通仮設費率に含まれているにもかかわらず、誤って別途仮囲いの運搬費を計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （西部道路課）	過大 3,426 千円
	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 配管据付工の積算を適正に行うべきもの 西部水処理センター 2系消化槽機械設備更新工事 [総合評価] (契約金額 7 億 1,276 万 8,100 円) 本工事は水処理センターにおける消化槽の機械設備を更新する工事である。 配管据付工の積算において、「下水道用設計標準歩掛表」によると、既設管廊内及び既設機器設置場所での作業は歩掛を上乗せすることとなっている。 しかしながら、小配管据付けにおいて、誤って歩掛を上乗せしなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設整備課）	過小 9,080 千円
	契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの [重点事項] 福岡空港線電線共同溝建設工事（その1）[総合評価] (契約金額 1 億 6,347 万 2,100 円) 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 現況舗装撤去（インターロッキングブロック）の無筋コンクリート処理について、当初設計で誤った認定再利用施設（中間処理施設）の処分料単価を採用していたことから、数量等の変更に伴う設計変更に伴って適正な単価に変更していた。 しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更をすべきではなかった。 今後は、適正な契約変更を努められたい。 （東部道路課）	—

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

局 区	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
道 路 下 水 道 局	契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕 浜の町ポンプ場 バイパス管築造工事〔総合評価〕 （契約金額1億4,284万6,000円） 本工事は浜の町ポンプ場内に下水道管を築造する工事である。 海水の逆流に対応する止水板設置工において、第1回設計変更で誤った 止水板の単価を採用していたことから、数量等の変更に伴う第2回設計変 更に併せて適正な単価に変更していた。 しかしながら、当該単価の変更は条件等の変更ではないため、設計変更 をすべきではなかった。 今後は、適正な契約変更に努められたい。 （施設整備課）	—
交 通 局	積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 姪浜車両基地管理棟改修空調換気設備工事（その2） （契約金額5,188万5,900円） 本工事は車両基地内の管理棟における空調換気設備を改修する工事であ る。 空調設備工事の積算において、全熱交換器の見積りに対して、誤った査 定率を適用していた。 また、冷媒管の単価や換気ダクトに対する保温工事の数量が誤っており、 機器の搬入費及び搬出費を重複して計上していた。 さらに、換気ダクトに対して総合調整費を計上していたが、本工事にお ける換気機器は単体で運転するため、換気ダクトに対する総合調整費の計 上は不要であった。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （姪浜車両工場）	過大 1,416千円

※1：違算額は設計金額ベースによる概算額

2 出資団体監査

団体	監査の結果（別添公報より抜粋）	（参考） 違算額※1
一般財団法人福岡コンベンションセンター	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を遵守すべきもの〔重点事項〕 福岡国際会議場外1ヶ所 Wi-Fi 設備更新工事 (契約金額 2,841 万 3,000 円) 本工事は福岡国際会議場及び福岡国際センターにおける Wi-Fi 設備機器の一部を更新する工事である。 「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」によると、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、受注者はあらかじめ石綿等の使用の有無を調査するとともに、発注者に対して調査結果を書面にて説明しなければならないこととなっている。 しかしながら、本工事においては、建物の外壁に機器を固定する際に外壁を穿孔する作業を行っているにもかかわらず、塗材に対する石綿等の使用の有無を調査していなかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。 （施設課）	—

【参考】

福岡市公報については、
令和7年2月27日 午前10：00 に福岡市ホームページに掲載されます。
(※以下、二次元コード参照)
公報の内容については、公報公開日にご確認をお願いいたします。

